

平成19年6月14日
経済産業省
原子力安全・保安院

実用発電用原子炉に係る平成18年度第4四半期の定期安全管理審査について

電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、平成18年度第4四半期の実用発電用原子炉に係る定期安全管理審査の結果について、本日開催の原子力安全委員会に別紙のとおり報告しましたので、お知らせします。

独立行政法人原子力安全基盤機構の定期安全管理審査結果報告書については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/katsudou/topics2006.html>

(お問い合わせ先)

原子力発電検査課 足立、菅生

電話：03-3501-9547

(別紙)

平成19年6月14日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

電気事業法に基づく定期安全管理審査について(平成18年度第4四半期分)

電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、同法第55条第4項の規定による定期安全管理審査の実施状況について、別添のとおり報告します。

実用発電用原子炉施設の定期安全管理審査について
(平成18年度第4四半期)

1. 定期安全管理審査及び評定の結果の概要

(審査対象)

- 高浜発電所第3号機 第17回定期検査における定期事業者検査
- 玄海原子力発電所第4号機 第7回定期検査における定期事業者検査
- 浜岡原子力発電所第3号機 第14回定期検査における定期事業者検査
- 敦賀発電所2号機 第15回定期検査における定期事業者検査
- 福島第一原子力発電所第5号機 第21回定期検査における定期事業者検査
- 柏崎刈羽原子力発電所第4号機 第9回定期検査における定期事業者検査
- 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 第7回定期検査における定期事業者検査
- 大飯発電所第3号機 第12回定期検査における定期事業者検査
- 伊方発電所第2号機 第19回定期検査における定期事業者検査
- 美浜発電所第3号機 第21回定期検査における定期事業者検査
- 泊発電所第2号機 第12回定期検査における定期事業者検査
- 女川原子力発電所第2号機 第8回定期検査における定期事業者検査
- 福島第一原子力発電所第2号機 第22回定期検査における定期事業者検査

(審査結果)

美浜発電所第3号機については、厳格な審査を行った結果、品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査は概ね自律的かつ適切な体制で実施されているとしている。

その他の発電所については、0～5件の改善すべき事項が見受けられたものの、品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は概ね自律的かつ適切な体制で実施されているとしている。

(評定結果)

審査結果について機構からの通知及び説明に基づき精査した結果、玄海原子力発電所第4号機及び泊発電所第2号機の定期事業者検査の実施体制については、自律的かつ適切に行い得ると判断し、Aと評定した。

その他のプラントの定期事業者検査の実施体制については、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断し、Bと評定した。

2. 評定基準等

(評定項目)

電気事業法第55条第5項に規定する項目

- ・ 定期事業者検査の実施に係る組織
- ・ 検査の方法
- ・ 工程管理

電気事業法施行規則第94条の7第1項において準用する第73条の8に規定する項目

- ・ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ・ 検査記録の管理に関する事項
- ・ 検査に係る教育訓練に関する事項

(評定項目の適切性を評価する際に準用できる基準)

品質保証に関する基準

社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC 4111-2003)

保守管理に関する基準

社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC 4209-2003)

原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈について (平成 17・12・20 原院第 11 号)

(評定)

- A : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
- B : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
- C : 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある。

1. 関西電力株式会社

定期安全管理申請者	関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 (申請日 平成18年7月19日 申請番号 関原発第132号)
審査の対象事項	高浜発電所第3号機 第17回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年8月8日～平成19年1月12日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年1月12日(通知番号 06検計受安-0046)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年1月12日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が3件認められたとしている。当該3件のうち1件については、審査期間中に是正処置が適切に実施されたことを確認したが、残る2件については、是正処置の方針を確認できたことから、是正処置について今後の同発電所の定期安全管理審査においてフォローしていくとしている。 また、同発電所の先行審査号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項1件のフォローアップを行った結果、是正処置が実施されたことを確認したとしている。 機構は、本機の審査期間中に、定期検査、定期安全管理審査において機構検査員から出されたコメント等について検討がなされていること、また先行審査号機の審査において是正処置が完了した事項について、本機の審査においても確実に実施されていること等から、同発電所の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査も自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断するとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(燃料取扱設備検査、液体廃棄物処理系機能検査、1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査など)</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果：B</p> <p>2. 評定の通知 平成19年2月28日(通知番号 平成19・01・12原第5号)</p> <p>3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項2件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評定委員会の開催状況 平成19年1月26日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年2月 8日 評定の検討</p> <p>5. 評定における特記事項 なし</p>
その他	

2.九州電力株式会社

定期安全管理申請者	九州電力株式会社 代表取締役社長 松尾 新吾 (申請日 平成18年7月20日 申請番号 原発本第122号)
審査の対象事項	玄海原子力発電所第4号機 第7回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成18年8月15日~平成19年1月15日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年1月15日(通知番号 06検計受安-0047)
	3. 審査結果の概要 平成19年1月15日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要とされる事項も確認されなかったとしている。 また、同発電所の先行審査号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置の実施結果が確認できなかった1号機に係る事項2件及び3号機に係る事項1件についてフォローアップを行った結果、3、4号機組織では3件とも是正処置の対応が図られたことを確認したとしている。 機構は、審査期間中に先行審査号機のフォローアップ事項の改善に向けた検討、処置の取り組みが真摯になされ、是正が着実に図られつつあることが認められたこと等から、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査も自立的かつ概ね適切な体制で実施されていると判断するとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査12項目(1次系弁検査、計測制御系監視機能検査、制御棒クラスタ検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果: A
	2. 評定の通知 平成19年2月28日(通知番号 平成19・01・16原第2号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成19年1月26日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年2月8日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

3. 中部電力株式会社

定期安全管理申請者	中部電力株式会社 取締役社長 三田 敏雄 (申請日 平成18年6月20日 申請番号 本発原発第18号)
審査の対象事項	浜岡原子力発電所第3号機 第14回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成18年6月27日~平成19年1月19日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年1月19日(通知番号 06検計受安-0034)
	3. 審査結果の概要 平成19年1月19日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が1件認められたとしている。当該1件については、是正処置を完了したと判断したとしている。 また、同発電所の先行審査号機(4号機)の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項5件のフォローアップを行った結果、5件とも是正されていることを確認したとしている。 機構は、これらのことや、より良い品質マネジメントシステムの構築・運用に向け、前向きに努力をしてきていること等から、同発電所の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切に実施されていると評価するとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(制御棒駆動系容器検査、非常用ガス処理系設備検査、液体廃棄物処理系設備検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果: B
	2. 評定の通知日 平成19年3月9日(通知番号 平成19・01・19原第10号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、当該号機の定期検査において、安全上問題はないものの、定期事業者検査要領書の記載内容について検討が不足していること、また、検査時の異常の検証や連絡について不備があるとして品質保証上の指摘をしている。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成19年2月 8日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年2月22日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

4. 日本原子力発電株式会社

定期安全管理申請者	日本原子力発電株式会社 取締役社長 市田 行則 (申請日 平成18年3月22日 申請番号 発室発第689号)
審査の対象事項	敦賀発電所2号機 第15回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年4月3日～平成19年1月22日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年1月22日(通知番号 05検計受安-0155)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年1月22日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が2件認められたとしている。当該2件のうち1件は、審査期間中には是正処置が確認されたが、残り1件については、改善の実施状況が確認できなかったことから、今後の定期安全管理審査においてフォローしていくとしている。 また、同発電所の先行審査号機である1号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置が確認できなかった事項1件のフォローアップを行った結果、是正処置が実施されたことを確認したとしている。 機構は、審査の過程においてより良い品質マネジメントシステムの構築と運用に向け前向きに取り組んでいることが認められたこと、また、審査期間中には是正処置が確認できなかった1件についても、確実な運用に向けた取り組みを確認していること等から、本機の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると評価している。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査12項目(配管内円柱状構造物健全性確認検査、1次容器開放機能検査、核計装設備検査など)</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果: B</p> <p>2. 評定の通知日 平成19年3月9日(通知番号 平成19・01・24原第23号)</p> <p>3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項1件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評定委員会の開催状況 平成19年2月8日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年2月22日 評定の検討</p> <p>5. 評定における特記事項 なし</p>
その他	

5. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 勝俣 恒久 (申請日 平成18年6月30日 申請番号 総官発18第91号)
審査の対象事項	福島第一原子力発電所第5号機 第21回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年7月18日～平成19年1月26日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年1月26日(通知番号 06検計受安-0037)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年1月26日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が1件認められたとしている。当該1件については、是正処置の実施状況が確認できなかったことから、今後の同発電所の定期安全管理審査でフォローアップを行うとしている。 機構は、より良い品質マネジメントシステムの構築、運用に向け前向きに努力してきたことが審査の過程において認められたこと、機構検査員から出された確認事項等に対し、真摯に対応し、改善に向けた検討に取り組んでいることなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査も自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断するとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(監視機能健全性確認検査、配管肉発測定検査、気体廃棄物処理系容器検査など)</p>
評価 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評価結果：B</p> <p>2. 評価の通知日 平成19年3月9日(通知番号 平成19・01・29原第18号)</p> <p>3. 評価の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断された事項1件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 なお、東京電力は、福島第一原子力発電所において可燃性ガス濃度制御系の流量計等の設計図書の誤りなどが判明したことから、東京電力の全ての原子力発電所において計器の再点検を行っているところ。平成18年8月31日までに定期検査の判断基準の確認に用いている計器については、点検を終えているものの、計器の点検は、今後も継続して実施される計画となっている。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評価委員会の開催状況 平成19年2月 8日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年2月22日 評価の検討</p> <p>5. 評価における特記事項 なし</p>
その他	

6. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 勝俣 恒久 (申請日 平成18年6月30日 申請番号 総官発17第472号)
審査の対象事項	柏崎刈羽原子力発電所第4号機 第9回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年3月27日～平成19年2月9日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年2月9日(通知番号 05検計受安-0147)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年2月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が2件認められたとしている。当該2件のうち1件は、審査期間中に是正処置が適切に実施されていることを確認できたが、残る1件については、是正処置が計画され一部は実施されてきているものの実施結果が確認できなかったことから、今後の同発電所の定期安全管理審査でフォローしていくとしている。 また、同発電所の先行審査号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置の実施が確認できなかった事項2件については、是正処置が実施されたことを確認したとしている。 機構は、これらのことや、審査の過程においてより良い品質マネジメントシステムの構築、運用に向けた前向きな努力が認められたこと等から、同発電所の安全管理体制の改善に対する取組状況については一定の評価ができると判断でき、品質マネジメントシステムは一応機能しており、定期事業者検査は概ね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると評価できるとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(監視機能健全性確認検査、主蒸気隔離弁分解検査、応力改善に伴う原子炉再循環配管等の非破壊検査など)</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果：B</p> <p>2. 評定の通知日 平成19年4月11日(通知番号 平成19・02・09原第1号)</p> <p>3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項1件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 なお、東京電力は、福島第一原子力発電所において可燃性ガス濃度制御系の流量計等の設計図書の誤りなどが判明したことから、東京電力の全ての原子力発電所において計器の再点検を行っているところ。平成18年8月31日までに定期検査の判断基準の確認に用いている計器については、点検を終えているものの、計器の点検は、今後も継続して実施される計画となっている。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評定委員会の開催状況 平成19年2月22日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年3月 8日 評定の検討</p> <p>5. 評定における特記事項 なし</p>

その他	
-----	--

7. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 勝俣 恒久 (申請日 平成18年7月21日 申請番号 総官発18第135号)
審査の対象事項	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 第7回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年8月16日～平成19年2月9日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成18年2月9日(通知番号 06検計受安-0048)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年2月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が5件認められたとし、このうち1件は、前回の審査でも認められた事象と同様事象の再発であったとしている。当該5件については、品質マネジメントシステム文書等の改訂、関係部門への水平展開等の改善が進められているものの、是正処置の結果を確認できなかったことから、今後の同発電所の定期安全管理審査でフォローしていくとしている。 機構は、より良い品質マネジメントシステムの構築、運用に向けて前向きに取り組んできていることが認められ、また、改善が必要と判断された事項も着実に是正が図られつつあることから、同発電所の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査も自律的かつ適切な実施体制で実施されていると評価できるものの、前回審査と同様の事象が見受けられたことから、今後より一層の管理の充実と体制の強化を図る必要があると考えている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(真空破壊弁検査、給・復水系ポンプ検査、非常用予備電源装置検査など)</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果：B</p> <p>2. 評定の通知日 平成19年4月11日(通知番号 平成19・02・09原第2号)</p> <p>3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項5件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 なお、東京電力は、福島第一原子力発電所において可燃性ガス濃度制御系の流量計等の設計図書の誤りなどが判明したことから、東京電力の全ての原子力発電所において計器の再点検を行っているところ。平成18年8月31日までに定期検査の判断基準の確認に用いている計器については、点検を終えているものの、計器の点検は、今後も継続して実施される計画となっている。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評定委員会の開催状況 平成19年2月22日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年3月 8日 評定の検討</p> <p>5. 評定における特記事項 なし</p>
その他	

8. 関西電力株式会社

定期安全管理申請者	関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 (申請日 平成18年8月25日 申請番号 関原発第196号)
審査の対象事項	大飯発電所第3号機 第12回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成18年9月12日~平成19年2月9日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年2月9日(通知番号 06検計受安-0064)
	3. 審査結果の概要 平成19年2月9日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が1件認められたとしている。当該1件については、原因が調査され、是正処置として関係文書が改正され、関係者に周知されたことを確認したものの、運用状況の確認ができなかったことから、今後の同発電所の定期安全管理審査でフォローしていくとしている。 また、同発電所の先行審査号機の定期安全管理審査において改善が必要とされ、是正処置が確認できなかった事項1件のフォローアップを行った結果、是正処置が実施されたことを確認したとしている。 機構は、本機の審査期間中の定期検査及び定期安全管理審査において、機構検査員から出されたコメント及び確認事項等について、真摯に対応し、改善に向けた検討に取り組んでおり、今回の定期事業者検査において既に適用を始めた改善事例も見られたこと等から、同発電所の安全管理体制の改善に向けての努力は一定の効果をあげてきていると評価でき、同発電所の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査も自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断するとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(1次系換気空調設備検査、二次系配管検査、プレストレスコンクリート格納容器共用期間中検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果: B
	2. 評定の通知日 平成19年4月11日(通知番号 平成19・02・09原第3号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項1件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成19年2月22日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年3月8日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

9. 四国電力株式会社

定期安全管理申請者	四国電力株式会社 取締役社長 常盤 百樹 (申請日 平成18年9月8日 申請番号 原子力発第06132号)
審査の対象事項	伊方発電所第2号機 第19回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年9月15日～平成19年2月16日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年2月16日(通知番号 06検計受安-0069)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年2月16日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が4件認められたとしている。当該4件のうち、1件については是正処置が完了していることが確認されたが、残り3件については、速やかに改善の検討が進められ、規程類の見直し等が行われていることを確認したものの、是正処置が完了したことを確認できなかったことから、今後の同発電所の定期安全管理審査でフォローしていくとしている。 機構は、同発電所について、継続的に品質マネジメントシステムに係る規程類の見直しや整備を進め、これまでも数多くの改訂を重ねてきており、今回の審査の過程でも、少しでも改善につながると判断したものは速やかに要領書や規程類に反映して改訂していくという積極的な姿勢が見られること等から、品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査も自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断するとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査12項目(1次系安全弁検査、2次系配管検査、2次系弁検査など)</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果：B</p> <p>2. 評定の通知日 平成19年4月11日(通知番号 平成19・02・19原第5号)</p> <p>3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項3件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評定委員会の開催状況 平成19年3月8日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年3月22日 評定の検討</p> <p>5. 評定における特記事項 なし</p>
その他	

10. 関西電力株式会社

定期安全管理申請者	関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介 (申請日 平成16年7月13日 申請番号 関若支発第107号)
審査の対象事項	美浜発電所第3号機 第21回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成16年7月30日~平成19年3月7日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年3月7日(通知番号 04 検計受安 - 0022)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年3月7日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について厳格に審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断された事項が2件認められたとしている。当該2件については、審査期間中に是正処置が確認されたとしている。 また、同発電所の先行審査号機である同発電所第2号機の第1回及び第2回定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置が確認できなかった事項3件についてフォローアップを行った結果、3件とも是正処置が実施されたことを確認したとしている。 機構は、同発電所について、本機の定期検査期間中において機構検査員から出されたコメント等について真摯に対応し、改善に向けた検討の迅速な取り組みが見られたことや、長期停止に伴う機器の再検査、追加検査等を定めた文書を発行し、本機の起動に対し、安全・性能確認を確実に実施していたこと等から、同発電所の安全管理体制の改善に向けての努力は一定の効果をあげてきていると評価でき、同発電所の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な体制で実施されていると判断するとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(2次系配管検査、 主蒸気・主給水配管検査、 電動機検査(M3-21-273)のうちC, D海水ポンプ用電動機機能・性能検査など)</p>
評価 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評価結果: B</p> <p>2. 評価の通知日 平成19年5月29日(通知番号 平成19・03・07原第20号)</p> <p>3. 評価の理由(結果と根拠) 当院は、平成16年8月9日に発生した当該号機の二次系配管破損事故においては、定期事業者検査を実施する上で全社的な品質保証上の問題があるとして、事故発生以前に実施した同社の定期安全管理審査について評価を取り消した上でC評価とした。また、それ以降の同社の定期安全管理審査については、以下の3点に問題がないことを確認できるまでC評価とした。 点検リストの統一的管理システムの整備状況 配管肉厚管理の適切性 協力事業者の責任分担を含めた再発防止対策の実施状況 当院は、平成18年2月8日に美浜発電所第1号機第2回定期安全管理審査及び高浜発電所第1号機第2回定期安全管理審査に関して、上記の3点に問題がないことを確認できたことからBランクの評価をしており、今般、当該号機についても、上記3点について問題がないことを確認している。</p>

	<p>また、当院は、関西電力(株)において、再発防止対策の全ての実施項目(29項目)が実行段階(一部は評価・改善段階に移行)にあることを確認しており、再発防止対策が各発電所の現場職員へも浸透していることを確認している。関西電力(株)は、引続き、客観的な視点(労働安全活動、保守管理の継続的改善等横串の視点)で実施状況を監視・評価しており、現時点の活動は再発防止対策の範囲に留まっていることから、当院は、今後も関西電力(株)の取組みを観察する必要があると判断する。</p> <p>以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p>
	<p>4. 評定委員会の開催状況 平成19年3月22日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年4月13日 評定の検討</p>
	<p>5. 評定における特記事項 なし</p>
<p>その他</p>	

11. 北海道電力株式会社

定期安全管理申請者	北海道電力株式会社 取締役社長 近藤 龍夫 (申請日 平成18年10月16日 申請番号 北電原第98号)
審査の対象事項	泊発電所第2号機 第12回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成18年11月6日~平成19年3月14日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年3月14日(通知番号 06検計受安-0079)
	3. 審査結果の概要 平成19年3月14日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要と判断される事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 また、同発電所の先行審査号機である同発電所1号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置が確認できなかった1件のフォローアップ事項について審査を行った結果、是正処置は適切に実施されたことを確認したとしている。 機構は、同発電所について、機構の審査員が質問あるいは気付き事項として、内容確認や意見交換を行った事項に対しても改善を検討し、実施する等、自主的な改善への取り組みが認められたこと等から、品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断するとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査12項目(電動機検査、2次系配管検査、1次系安全弁検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果: A
	2. 評定の通知日 平成19年5月29日(通知番号 平成19・03・14原第12号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成19年4月13日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年4月26日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

12. 東北電力株式会社

定期安全管理申請者	東北電力株式会社 取締役社長 高橋 宏明 (申請日 平成18年6月16日 申請番号 東北電原設第15号)
審査の対象事項	女川原子力発電所第2号機 第8回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年7月3日～平成19年3月15日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年3月15日(通知番号 06検計受安-0031)</p> <p>3. 審査結果の概要 平成19年3月15日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要と判断される事項が文書審査及び実地審査を通じて3件認められたとしている。当該3件については、事業者がその原因を分析して改善にあたり、審査期間中に是正処置が完了したことが確認できたとしている。 また、同発電所の先行審査号機である3号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置が確認できなかった事項3件のフォローアップを行った結果、1件については是正処置の完了を確認できたが、残る2件については引き続きフォローアップを行うこととするとしている。 機構は、同発電所について、審査期間中においてもマニュアル類や検査要領書の見直しを適宜実施して内容の適正化を進めるとともに、品質目標において具体的な品質改善施策を設定して定期的に評価し改善を進めるなど、より良い品質マネジメントシステムの構築・運用に向け前向きに努力していることが審査の過程において認められたこと等から、品質マネジメントシステムは一応機能しており、定期事業者検査は概ね自律的かつ適切に実施されていると判断するとしている。</p> <p>4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(主要弁検査、 監視機能健全性確認検査、 気体廃棄物処理系容器検査など)</p>
<p>1. 評価結果: B</p> <p>2. 評価の通知日 平成19年5月29日(通知番号 平成19・03・15原第5号)</p> <p>3. 評価の理由(結果と根拠) 当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、改善が必要と判断され、是正処置の実施結果を確認できなかった事項2件については、引き続き是正状況について観察する必要があると判断する。 また、東北電力(株)は、平成18年7月7日の当院からの原子力発電所の品質保証体制の総点検指示を踏まえ、平成18年8月に「品質保証総点検対象事象の再発防止対策実行計画」を策定している。当院は、平成18年度第4回保安検査で東北電力(株)の再発防止対策の実施状況について検査した結果、一部当初計画から若干の遅れがあるものの、概ね実行計画どおりに実施されていることを確認した。 以上のように東北電力(株)の品質保証体制については、一定の改善がみられることから、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。</p> <p>4. 評価委員会の開催状況</p>	

	平成19年4月13日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年4月26日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	

13. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 勝俣 恒久 (申請日 平成18年8月4日 申請番号 総官発18第162号)
審査の対象事項	福島第一原子力発電所第2号機 第22回定期検査における定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	1. 審査実施期間 平成18年8月15日～平成19年3月30日
	2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成19年3月30日(通知番号 06検計受安-0054)
	3. 審査結果の概要 平成19年3月30日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められず、また、改善が必要と判断される事項も文書審査及び実地審査を通じて確認されなかったとしている。 また、同発電所の先行審査号機の定期安全管理審査において改善が必要と判断され、是正処置が確認できなかった事項1件のフォローアップを行った結果、是正処置が適切に実施されていることを確認したとしている。 機構は、同発電所について、審査期間中の定期検査、定期安全管理審査において、機構検査員から出された確認事項等について、真摯に対応し改善に向けた検討に取り組んでおり、本定期検査において既に適用を始めた改善例も見られたこと等から、品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査も自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断するとしている。
	4. 審査項目 文書審査及び実地審査13項目(主要弁検査、原子炉冷却材浄化系ポンプ検査、無停電電源装置設備検査など)
評定 (原子力安全・保安院)	1. 評定結果: B
	2. 評定の通知日 平成19年5月29日(通知番号 平成19・04・03原第6号)
	3. 評定の理由(結果と根拠) 当院は、当該号機の定期検査において、安全上問題はないものの、定期事業者検査要領書における検査用計器精度の定義が不明確であるとして品質保証上の指摘をしている。 また、東京電力は、福島第一原子力発電所において可燃性ガス濃度制御系の流量計等の設計図書の誤りなどが判明したことから、東京電力の全ての原子力発電所において計器の再点検を行っているところ。計器の点検は、本年7月まで継続して実施される計画となっている。 以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。
	4. 評定委員会の開催状況 平成19年4月13日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答 平成19年4月26日 評定の検討
	5. 評定における特記事項 なし
その他	